平成20年度 障害福祉推進事業

『障害者の地域での暮らしを当たり前のものとするために』
～（“暮らしの場”や“暮らしの支援”のあり方ついて）～

事業説明会用資料

社会福祉法人 拓く

事業実施委員

氏名	所属	
吉永　美佐子	㈲アルブ	常務理事
中原　京子	麻生介護サービス㈱	筑後支店長
野田　はるみ	生協ヘルパーステーションくるめ	サービス提供責任者
西口　広貴	ケア・ライフ・コーポレーション	取締役
俣野　博彦	久留米市障害福祉課	課長補佐
丸林　敏幸	相談支援事業所　ピアくるめ	
山口　己貴子	地域活動支援センター　のぞえ風と虹	センター長
古川　克介	地域活動支援センター　フロンティア	代表
石橋　康秀	久留米市立久留米養護学校	教頭
三田　優子	大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科	准教授
酒井　太一	久留米大学医学部看護学科	講師
佐保　大和	引きこもり訪問相談　ラフメーカー	代表
森口　哲也	(福)福岡市知的障がい者地域生活支援センター	相談支援機能強化専門員
川崎　和子	(福)新世会 サングリーン　ひまわりの家	理事長
下川　雅文	(福)福成会　メゾンマリア	施設長
岩澤　和子	久留米市保健福祉部	保健監
上田　里美	久留米市保健所保健予防課精神保健チーム	主査
窪田　俊哉	久留米市健康福祉部長寿介護課	課長
荒巻　初子	福岡県看護協会訪問看護ステーションくるめ	所長
安部　桂三	ポジィティブ･ディファレンス	当事者

事業実施委員会‥‥合計7回

1. 事業概要

(1)家族と同居時から自立のための宿泊体験のあり方の研究

自宅や従来の施設に限らない多様な自立体験のあり方についてモデル試行した。暮らしの場と支援を分け、柔軟に対応な宿泊体験について検証した。

① 就学中の中高校生、在宅の障害者の自立体験のあり方
② 医療的ケアの必要な重度障害者と強度行動障害者等の自立体験のあり方
③ インフォーマルとフォーマルを組み合わせた暮らしのあり方

(2)精神障害者への居宅介護サービスの利用促進とそれを支える重層なチームの研究

福祉事業者が精神障害者へ積極的にサービスを提供できるようにするため、現任者研修会及び重層なチームづくりを試行し、そのあり方について検証した。

① 現任者(ヘルパー、ワーカー、行政)研修会の開発及び試行
② 支援者や事業者を支えるための重層なチームづくりの試行
③ 精神障害者視点からの行動援護のあり方を考える

(1) 家族と同居時から自立のための宿泊体験のあり方の研究

自宅や従来の施設に限らない多様な宿泊体験のあり方についてモデル試行した。暮らしの場と支援を分け、柔軟に対応できる居宅介護サービスを利用した宿泊体験について検証した。

（1）就学中の中高校生の宿泊体験のあり方

（2）医療的ケアの必要な重度障害者と強度行動障害者等の宿泊体験のあり方

（3）インフォーマルとフォーマルを組み合わせた暮らしのあり方

1. 事業概要（宿泊体験のあり方研究）

【背景】

- 障害があっても将来にわたって地域で自立した生活を希望する者が増加。
- 施設、病院や家庭からいきなり地域に出てることは、本人も家族も不安。
- 家族と同居している障害者（児）が身近な地域にあるグループホームやアパート生活へ段階的に移行していくための宿泊体験（社会参加、宿泊体験、公共交通機関を使った移動体験、余暇体験等）の場がない。

【問題】

現行制度は、「場」と「支援」がセットであるため、限定的で多様性がない。
そのため、障害者の地域（暮らしの現場）での自立体験とは遠い。

自立支援法下では場所と支援がセットであるため、自宅、事業所等以外の選択肢はない

暮らしの場＋暮らしの支援

・入所・通所施設、短期入所事業所　・短期入所　・移動支援　・自立訓練
・自宅（居宅介護・訪問介護）　・行動援護　・居宅介護　・訪問介護
・中間施設（GH・CH）

1. 事業概要（宿泊体験のあり方研究）

【目的】

多様性のある障害者の地域での自立体験のあり方及び実現化を探る。

【方針】

暮らしの場と支援を分け、多様な自立体験ができるようにする。

- 慣れた環境（より身近なところ、慣れた人）からのステップアップ
- インフォーマルとの組合せの視点

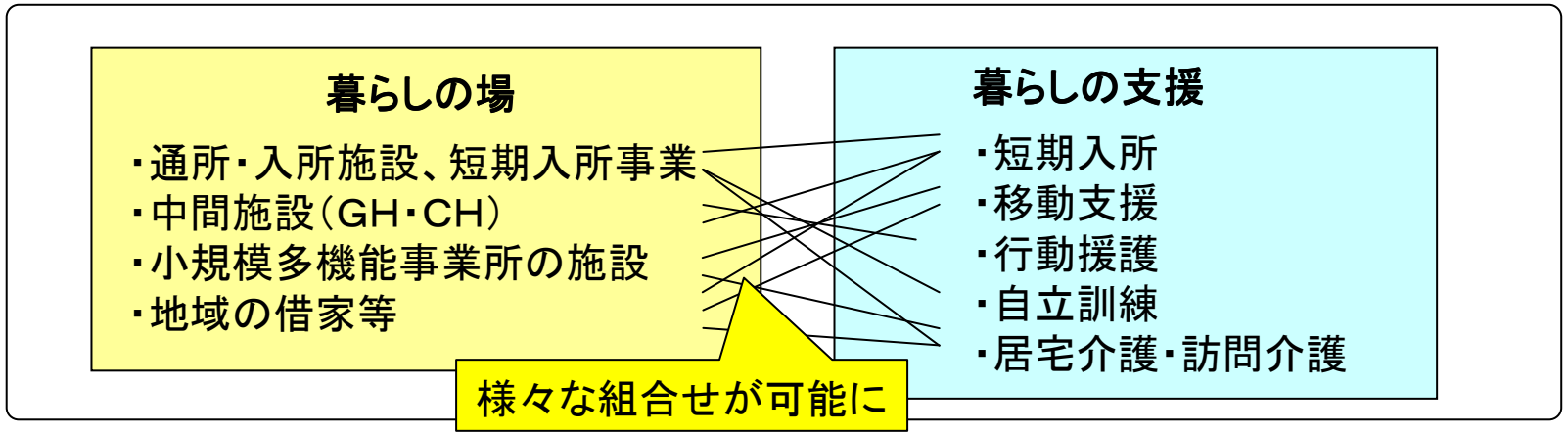

2. 事業内容（宿泊体験のあり方研究）

【暮らしの支援のあり方】

サービス提供場所の制限を緩和することで、従来のサービスを使って多様な宿泊体験ができるようにする。

- ホームヘルプを利用して、自宅以外で利用した自立体験
- 訪問看護を利用して、自宅以外で医療的ケアの必要な障害者の自立体験
- 短期入所を利用して、慣れた場所での自立体験　　・・・・その他

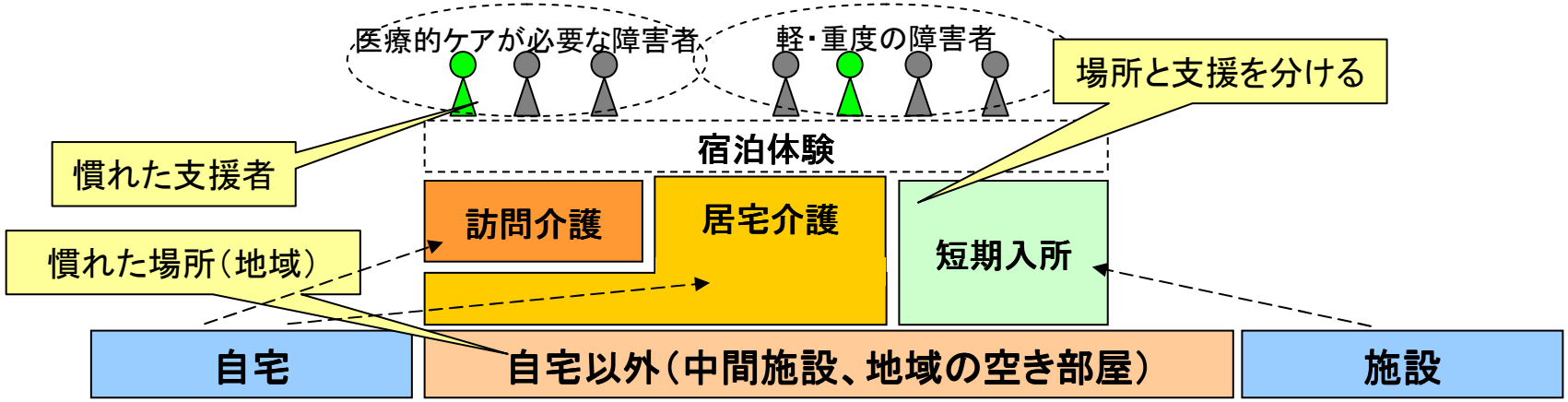

- 地域の自立体験の場所で、日頃から慣れている支援者（ヘルパー、支援員）による支援が行える。

2. 事業内容（宿泊体験のあり方研究）

【暮らしの場のあり方】

- 地域にある中間施設（GH、CH）、小規模多機能事業所、賃貸住宅（アパート、一軒家）等を活用する。

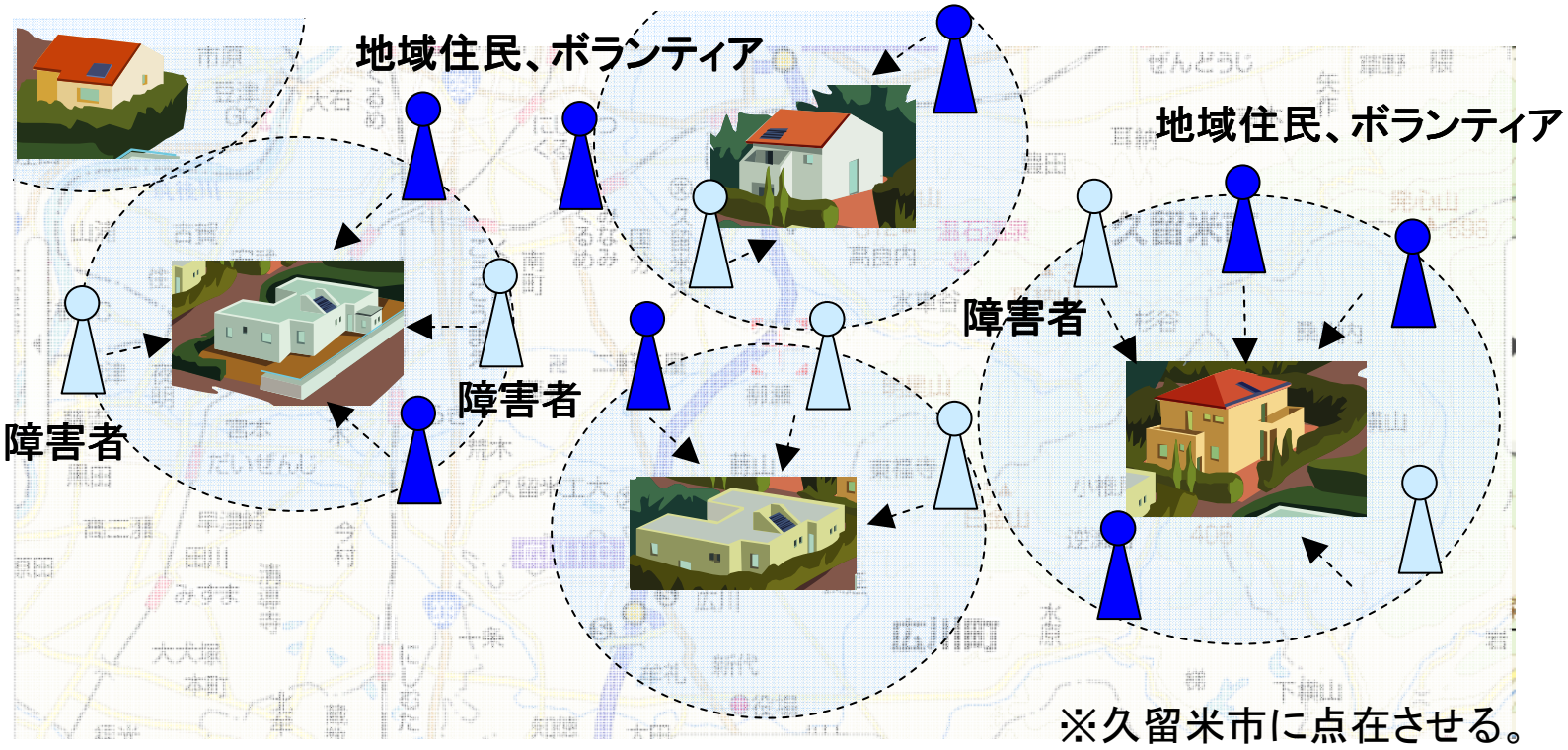

- 住み慣れた地域でニーズに応じた自立体験ができるようになる。

2. 事業内容（宿泊体験のあり方研究）

【インフォーマルとの組み合わせ】

- 地域住民の支援する力をかりて、障害者の地域での暮らしを支援する。

もともと地域の人の溜り場であるところに、支えあいの機能を追加

- 地域の人が持つ支えあいの力を借りて、様々な人がともに生活する関係ができる。
- 地域との関係性をつくり、障害者が地域で孤立しないようにする。

３．モデル施行（宿泊体験のあり方研究）

自宅や従来の施設に限らない多様な宿泊体験のあり方についてモデル試行した。暮らしの場と支援を分け、柔軟に対応できる居宅介護サービスを利用した宿泊体験について検証した。

（ケース１）就学中の高校生の寮の空き部屋での宿泊体験
（ケース２）就学中の高校生の地域の一軒家（借家）での宿泊体験
（ケース３）就学中（高校生）の医療的ケアの必要な障害者の宿泊体験
（ケース４）就学中（高校生）の重度心身障害者の自宅外での宿泊体験
（ケース５）重度心身障害者の自宅外での宿泊体験
（ケース６）強度行動障害者の自宅外での宿泊体験

モデルの考え方

場所

・人間関係を築き上げれる場所（地域住民の理解を得れる）。⇒ 地域に根ざすことが大切
・中間施設（グループホーム、ケアホーム）などを活用する

支援

・支援者は慣れた人から始める（関係性のできている人）。
・インフォーマルな支援を組み合わせる（地域住民を巻き込む）

場所と支援をつなぐ

・ コーディネート（地域関係者を掘り起こす。インフォーマルな支援をつくる人）
・ ケアマネージメント（利用できる制度につなぐ。制度に精通している人。相談対応。）

4. 事業まとめ（宿泊体験のあり方研究）

【場と支援を分けた宿泊体験の効果】

- 家族からの同居時からの利用者主体を選択ができるようになる。
- 慣れた場所あるいは慣れた支援者からはじめることで安心して自立体験できた。
- 具体的な地域生活を想定した体験ができたことで、利用者・保護者・支援者・学校・支援センターなどの関係者（以下、関係者）がそれぞれの視点から自信や課題を見出し、将来の地域生活に向けての意識を高めることができた。
- 関係者の制度理解につながると同時に、今後の制度のあり方に具体的に考える機会ができた。
- 同系列事業所だけでなく第三者と連携することで支援の公平性・質が高まった。
- インフォーマルな支援との組み合わせが可能で、他事業所の支援者、地域住民、学生ボランティアなど支援者の広がりができた。
- 本人を中心とした関係者間の重層なチームワーク（ネットワーク）できた。
- 地域の中で受け皿（場所 、支援者、地域住民）が増えた。
- 継続的な宿泊体験を行うことで、支援の量を減らすことができた。
  自立体験をすることで短期的に支援の量は増加するが、体験を積み重ねることで利用者の生活能力を高めることができるため、長期的には支援の量を減少させることができると考えられる。

4. 事業まとめ（宿泊体験のあり方研究）

【宿泊体験の費用対効果の考察】

複数人が持つサービスを分け合い長期的な自立体験を実現することが可能。

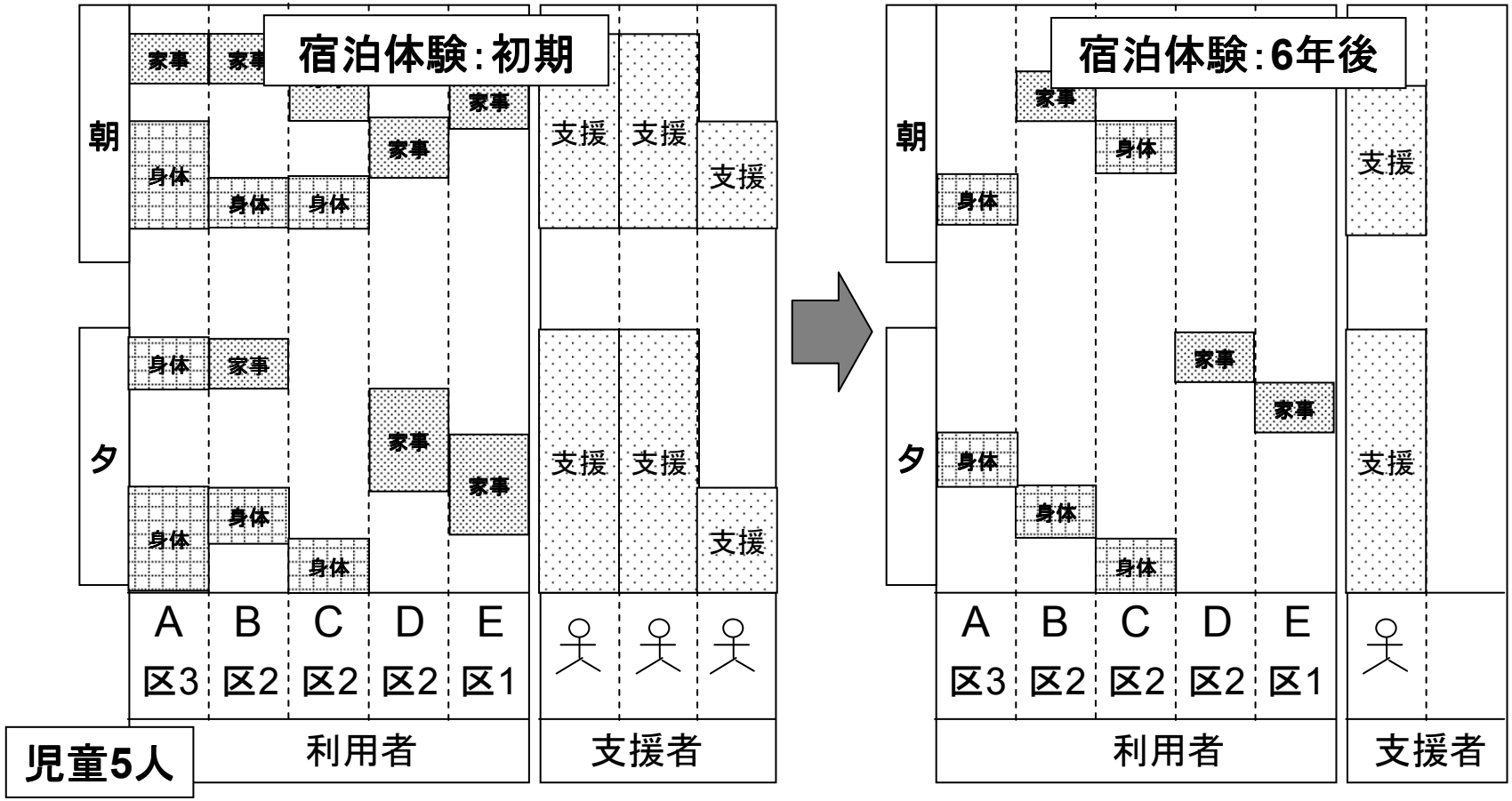

・早期から自立体験を積み重ね、本人の力をつけることで、将来的に支援の量を減らせる。

5. 事業展開

【サービス提供場所の制限を緩和できると仮定した場合の宿泊体験の可能性】

使える制度	メリット／デメリット
CH、GHの体験入所	・CH、GHの定員に限りがある
居宅介護	・自宅と限定 ・利用者個人に支援が与えられている（利用者主体のサービス） ・移動支援など他のサービスと併用できる。 ・インフォーマルな資源（地域の場所や資源）を利用可能
短期入所	・短期入所事業所に限定 ・基本的に介護者のレスパイト制度 ・規模が大きい事業所でしか推進できない
宿泊型自立訓練	・軽度の人が対象で報酬単価が低くい。

宿泊体験の広がりやすさ（展開のしやすさ）、インフォーマルの組み込みやすさを考えると「自宅相応の場所で居宅介護を利用した宿泊体験」が可能性が高い。

６．久留米市における宿泊体験の実現化

【久留米市での制度内での運用】

- 自立体験に限って「自宅相応」で居宅介護が利用できるようにする。
- 公平性、請求の透明性を確保する仕組みをつくる必要がある。
  - どのようにして支給を認めるのか。
    事業所ではなく、ピアくるめ等の相談支援センターが宿泊体験のための個別支援計画を立て、それをもとに久留米市が支給決定する。
  - すべての事業所に自立体験について周知する。（自立体験の説明、不正請求がないよう研修・教育の実施）

（2）精神障害者への居宅介護サービスの利用促進とそれを支える重層なチームの研究

福祉事業者が積極的に精神障害者へサービスを提供できるようにするため、現任者研修会及び重層なチームづくりを試行し、そのあり方について検証した。

① 現任者（ヘルパー、ワーカー、行政）研修会の開発及び試行

「利用者倍増計画」、「実践と研修の積み重ね」、「ヘルパー・当事者からのフィードバック」、「体験参加型のグループディスカッション」の視点を取り入れた現任者研修を4回開催し、その効果を調査し、現任者研修会のプログラムの開発を行った。

② 支援者や事業者を支えるための重層なチームづくりの試行

自事業所内連携チーム、他事業所内連携チーム、異業種連携チームを意識したチーム体制をつくり、精神障害者とそれらをつなぐコーディネーターを配置し、事業所が積極的にサービスを提供できる環境をつくった。

1．障害者の地域での暮らしの問題と課題（2）

【問題②】精神障害者の地域支援は進んでいない

- 福祉事業所の精神障害者への理解がなく、支援者が少ない
  - 精神障害特性の理解が無いため、サービスの提供に消極的
  - 精神障害特性に応じた支援の技術を持っていない（歴史が浅い）
  - 市町村の窓口、サービス提供者がサービス内容・を分かっていないため、利用者へ勧められていない
- 支援のための仕組みがない
  - 事業所間のネットワークが少ない、または、ない（孤独な支援、支援者が増えない）

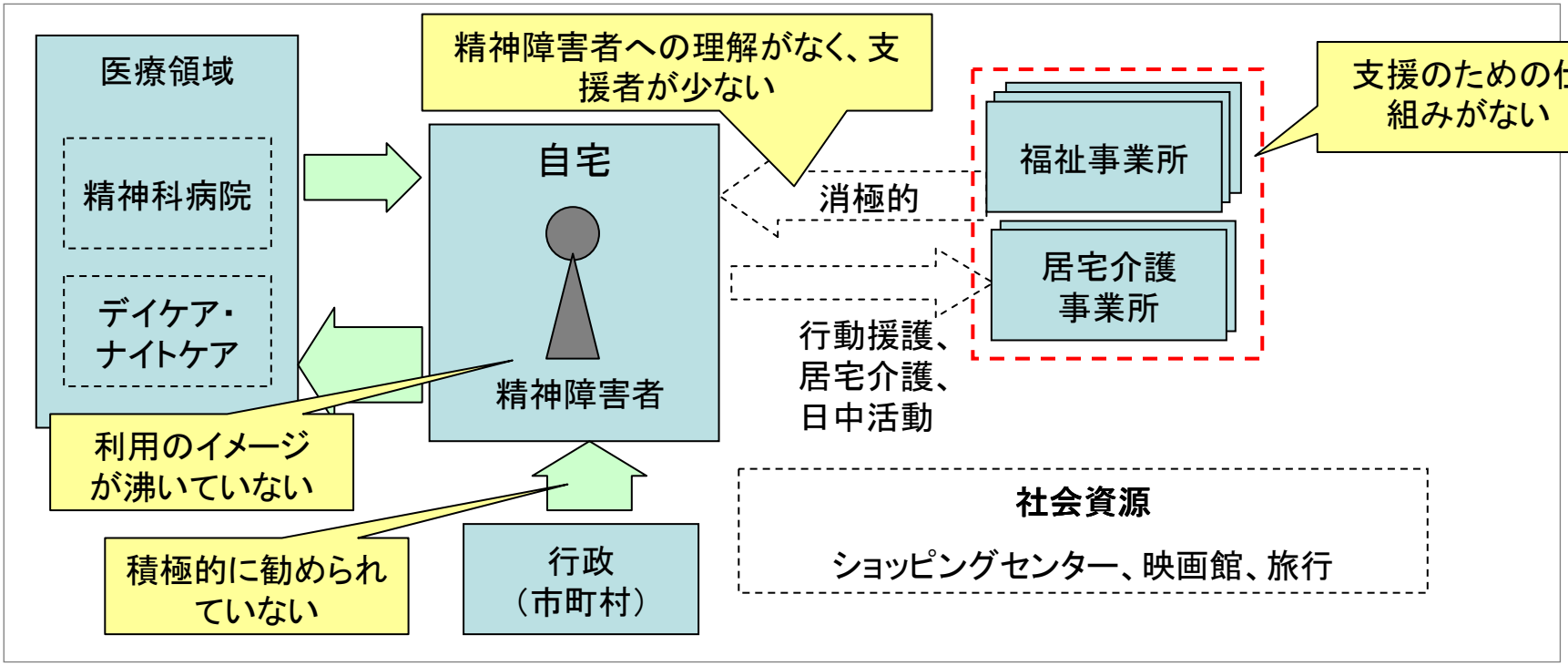

【課題】福祉事業者が精神障害者へのサービスを提供に消極的

1．事業の目的と方針(2)

【目的】福祉事業者が積極的に精神障害者へサービスを提供できるようにする。

【方針】 ① 現任者研修会を活用して事業所の拡大

② サービス提供を支える重層なチーム

③ サービスの成熟

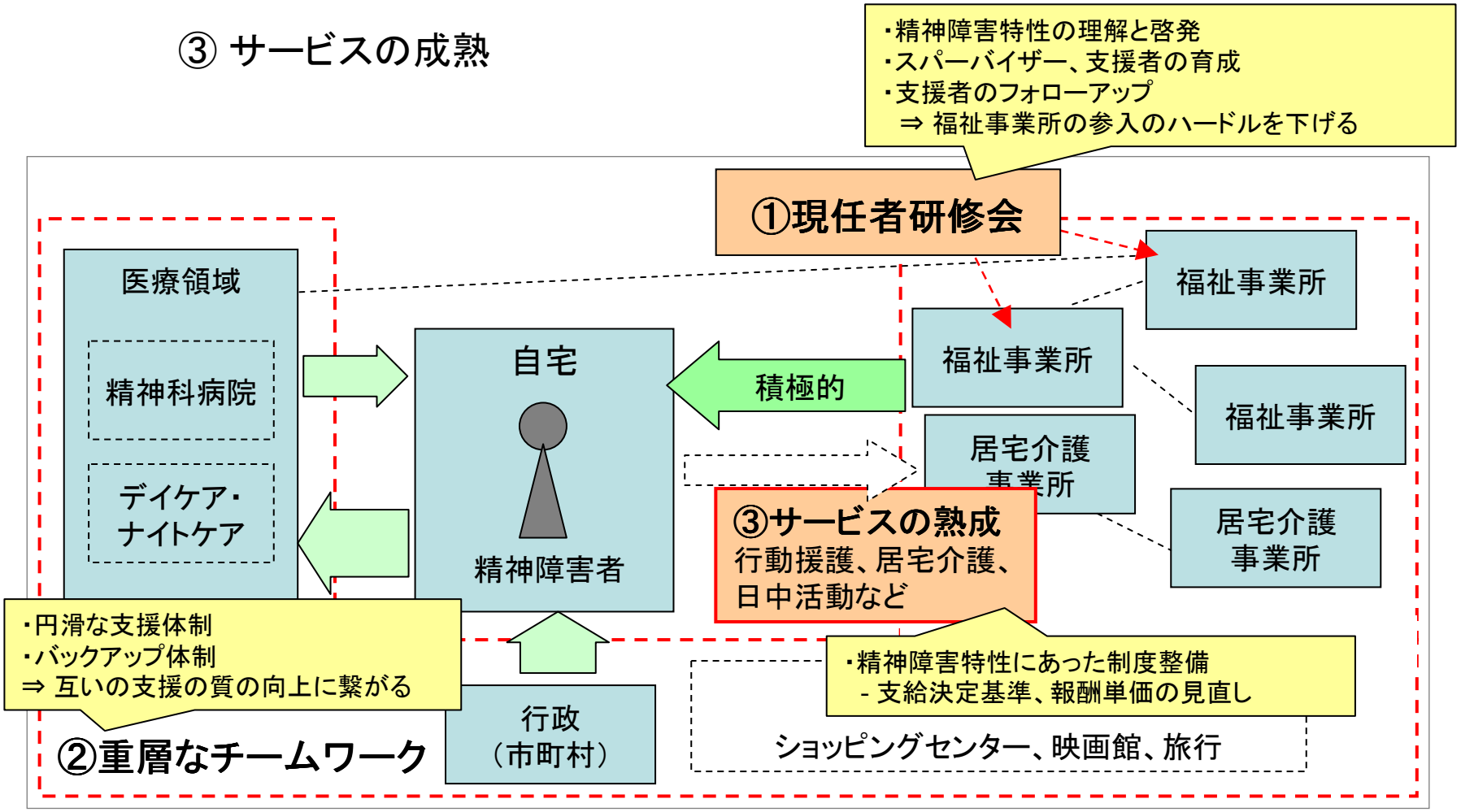

2. 事業内容

①現任者研修会を活用して事業所の拡大

・精神障害特性の理解と啓発
・スパーバイザー、支援者などの人材育成
・支援者のフォローアップ

} 福祉事業所の参入のハードルを下げる

研修会の内容

【第1回】『精神障害者の地域支援のあり方に関する基礎講座』@2008年11月20日

- 講義:『福祉事業者が精神障害者の支援をする上でしっておくべきこと』(三田氏)
  - 精神障害者への地域支援の実情。支援をする上での障害特性の理解、求められる支援や心構えについて。
- シンポジウム:『チームで支援するためにどんな仕組みが必要か』
  - 久留米市の行政、居宅介護事業所、精神障害当事者の話を聞く。

【第2回】『精神障害者の支援を重層なチームで取り組む視点育成講座』@ 2008年12月17日

- 講義:『チームで取り組む！精神障害者への支援の実践』(三田氏、塚田氏)
  - 堺市において精神障害者のホームヘルプ利用が多い理由。堺市の重層なチームの実態。
- ワークショップ:「精神障害者への支援のためには、どのようなチームワークが必要か」

【第3回】『精神障害当事者からの視点を学び、支援のあり方を考える講座』@ 2009年1月26日

- シンポジウム:『精神障害者との関わり方について(当事者からの視点を学ぶ)』
  - 精神障害当事者の話を聞く。(ホームヘルプの利用状況、ヘルパーに求める事、障害特性に応じた対応法)
- ワークショップ:「事例を元に支援のあり方を考える」
  - 事例を読んで気づいた事、関わり方(当事者が自信をもつ・もてない)、配慮点、ヘルパーが自信をもつべき点

【第4回】2009年3月18日 (※介護事業所に呼びかける)

- 講座:「医療との繋がりと、地域との繋がり」
- ワークショップ:「当事者のニーズを引き出すには」

チームワークとどうつなげるかがポイント

2. 事業内容

②サービス提供を支える重層なチーム

- 円滑な支援
- 支援者や事業者を支えるバックアップ体制

} 互いの支援の質の向上につながる

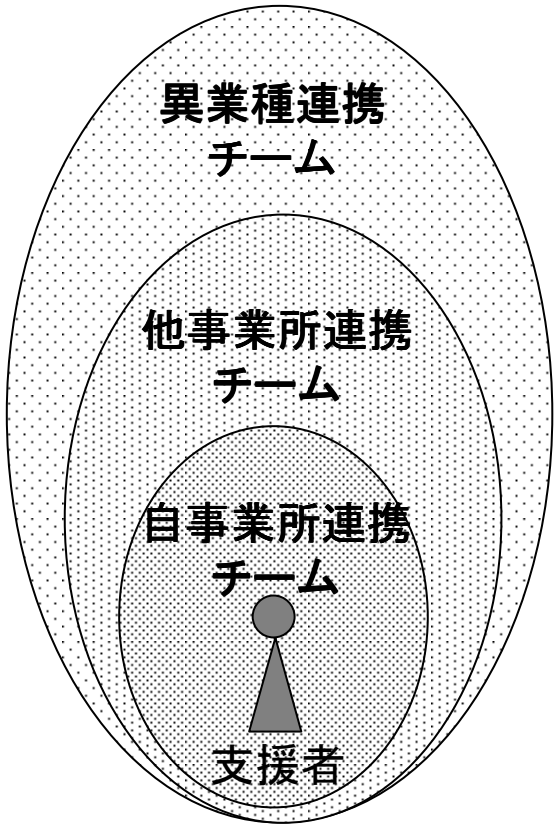

異業種連携チーム

チーム	病院、学校、行政など異業種との連携チーム
内容	情報交換・共有、専門的な相談・アドバイス、つなぐ
具体例	ケア会議、連絡・報告会、電話連絡、勉強会

他事業所連携チーム

チーム	他の居宅介護事業、福祉事業所など同業種との連携チーム
内容	情報交換・共有、支援者同士の相談・解決、つなぐ
具体例	ケア会議、連絡・報告会、電話連絡

自事業所連携チーム

チーム	所属事業所内のチーム
内容	日々のフォローアップ、情報交換・共有、支援者同士の相談・解決
具体例	自事業所内のケア会議

2. 事業内容

③ サービスの成熟

■ 精神障害者の行動援護

【問題】精神障害者の地域支援に行動援護が活用されていない。

- **障害への理解がない**
  - 市町村の窓口、サービス提供者がサービス内容を分かっていない。そのため、利用者へ勧めていないのが現状。
  - 家族にサービス利用のイメージが沸いていない。
  - 事業者が、支援モデルとして非常に強い精神障害の方をイメージしているので、サービスの提供に消極的。
- **必要な人が使いたくても使えない**
  - 高機能自閉症や特定の判定基準での行動に強い危機回避や見守りが必要な人が判定で漏れる。
  - 精神障害者の利用、現行の判定基準はいわゆる「行動障害」に傾斜。（精神障害者の特性の未配慮、判定基準項目が人権侵害にあたる等）
  - 公共機関の利用が困難な事例において、車の使用が禁止されている市町村が多い。使用が許可されても、運転者と支援者が別でなければならず、2人分の人件費が必要。
- **支援者が少ない**
  - 高度な支援技術を要する。また、「サービス提供責任者を配置する必要がある」、「資格要件がある」ので、事業所としてハードルが高い。
  - 専門性・リスクが高い割には、報酬単価が低いので、人材が定着しない。
  - 事業経営者は採算が取れない事業に乗り出さない。
- **支援のための仕組みがない**
  - 行動援護対象者はネットワークで支える必要があるが、事業所間ネットワークが少ない、または、ない
    - 孤独な支援（挫折、消極的）、支援者が増えない

2. 事業内容

③ サービスの成熟

■ 精神障害者の行動援護

【目的】精神障害者の地域支援に行動援護を活用する。

- **理解を広める**
  - サービス責任者や家族に行動援護の啓発を行う
  - 行動援護に関する講義を基礎学習にどれだけ組み込んでいく
  - 研修会に参加した事業所、法人で精神障害の経験のある事業所が積極的に精神障害者の行動援護を行っていく
- **必要な人が使えるように**
  - 行動援護判定基準を見直す
    - 特定の判定基準での行動に強い危機回避や見守りが必要な人が判定で漏れない基準づくり（例えば、テンカンの項目に該当する人は無条件で行動援護の対象者とする）
    - 精神障害者の支援特性を反映した基準づくり
  - 公共機関以外の移動手段を認める（例えば、車両による移動）。
- **支援者をとにかく増やす**
  - 研修会に参加した事業所、法人で行動障害の経験のある事業所が積極的に行動援護を行っていく。
  - 報酬単価を見直し、事業所の参入のハードルを低くする。
- **支援ネットワークをつくる**
  - ネットワークで支援するチーム体制をつくる。
    - 自立支援協議会等の活用、ケア会議のオープン化

３．まとめ

- 福祉事業者が積極的に精神障害者へサービスを提供できるように、現任者（当事者、医療、福祉、行政）研修と抱き合わせた重層なチームづくり、及び、当事者からのフィードバック、コーディネーターの配置等の取り組みを行った。

- 参加者へのアンケート調査から、「非常に良い(83%)」という高い評価を得、精神障害者へのサービスの意欲と質向上につながるなどの効果があった。

- 実際に、久留米市においてホームヘルプサービスの新規利用者、新たにサービスを提供する福祉事業所の数を増やすことができた。